豊明市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項の規定に基づく定例監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年12月22日

豊明市監査委員

古 橋 洋 一

月岡修一

- 監査の対象
 行政経営部 財政課
- 2 監査の期間 令和4年7月13日から令和4年8月4日まで
- 3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年6月30日までに執行した事務事業

- 4 監査等の着眼点
 - (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
 - (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
 - (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
 - (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- 5 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) FAST 財務会計システム保守業務の契約事務において、契約書に不備が見受けられたので留意されたい。
- 7 監査の対象

出納室

8 監査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月22日まで

9 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年6月30日までに執行した事務事業

10 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

11 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

12 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

13 監査の対象

豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者シンコースポーツ中部株式会社 及び当該団体等を管轄する生涯学習課

14 監査の期間

令和4年8月23日から令和4年9月13日

15 監査の方法

令和3年度指定管理料に係る出納その他事務の執行について、提出された監査 資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

16 監査の着眼点

- (1) 事業計画、予算決算書等が所管課へ提出した実績報告書等と符合するか。
- (2) 事業は計画に沿って適切に行われ、十分な効果をあげているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。
- (4) 管理料に係る会計処理は適切か。
- (5) 会計処理上の責任体制は確立しているか、

17 監査の結果

今回監査した豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者シンコースポーツ

中部株式会社及び当該団体等を管轄する生涯学習課の令和3年度公の施設の指定 管理料の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると 認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 基本協定書第30条及び第39条に定める手続きにおいて、一部不備が 見受けられたので留意されたい。

18 意見

指定管理者が管理する福祉体育館において、指定管理者と所管課が分割して管理している。分割し管理することは、権限と責任の所在が曖昧となり、管理が十分に行き届かないおそれがあることなどから適切な施設管理について検討されたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課においては、指導体制等に不十分な点が見受けられたので、今後の事務処理に万全を期されたい。

19 監査の対象

市民生活部 債権管理課 市民生活部 税務課

20 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年9月26日まで

21 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行した事務事業

22 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

23 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

24 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促し た軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1)日本年金機構等、市県民税の現金払込票の一部に未記入が見受けられたので留意されたい。 (税務課)

25 監査の対象

経済建設部 環境課 議会事務局 議事課

26 監査の期間

令和4年9月20日から令和4年10月13日まで

27 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行した事務事業

28 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

29 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

30 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。 ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 羽毛ふとん売買契約書において、一部に不備が見受けられたので留意されたい。 (環境課)

31 監査の対象

教育部 生涯学習課

32 監査の期間

令和4年10月3日から令和4年10月25日まで

33 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行した事務事業

34 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

35 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

36 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。 ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 青少年健全育成啓発用タオル購入にあたり、契約書に一部不備が見受けられるので留意されたい。
- (2) 大蔵池陶芸の館の財産使用等許可にあたり、使用料の算出に誤りが見受けられるので留意されたい。